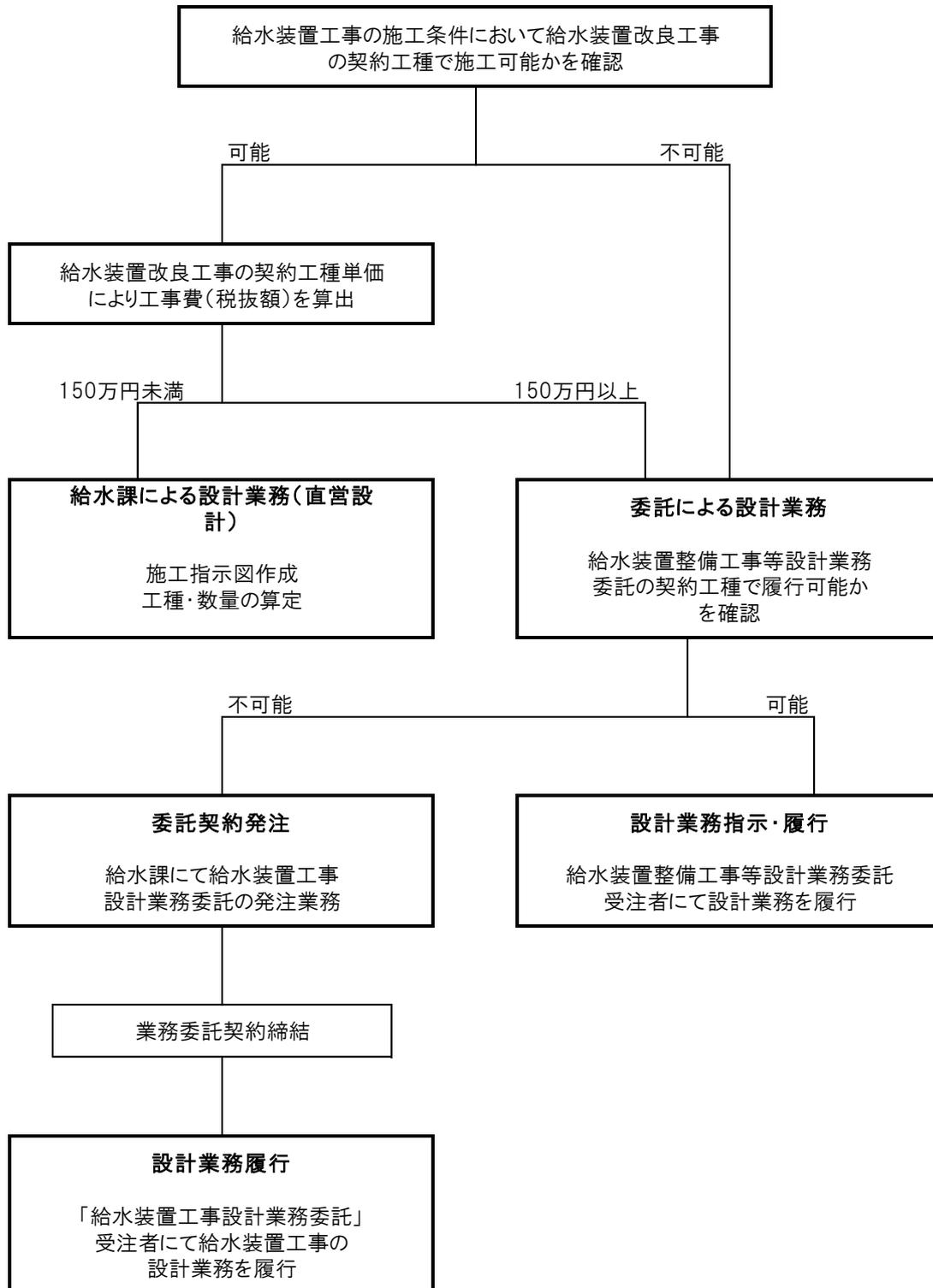


○ 当局が施行する給水装置工事の設計業務履行方法の決定



給水装置工事の施工条件において給水装置改良工事の契約工種で施工可能かを確認

可能

不可能

給水装置改良工事の契約工種単価により工事費(税抜額)を算出

150万円未満

150万円以上

給水課による設計業務(直営設計)
施工指示図作成
工種・数量の算定

委託による設計業務
給水装置整備工事等設計業務委託の契約工種で履行可能かを確認

不可能

可能

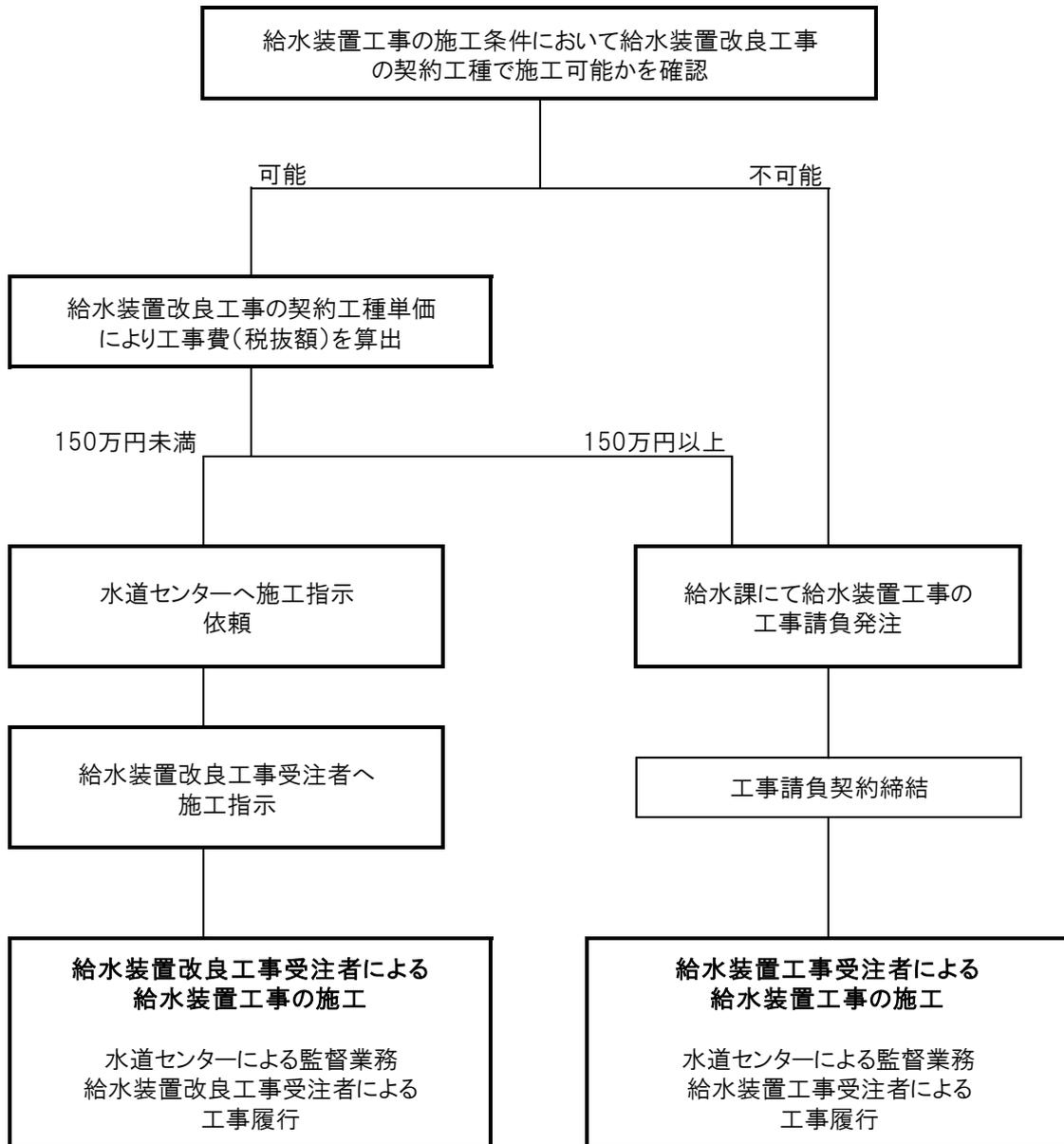
委託契約発注
給水課にて給水装置工事設計業務委託の発注業務

設計業務指示・履行
給水装置整備工事等設計業務委託受注者にて設計業務を履行

業務委託契約締結

設計業務履行
「給水装置工事設計業務委託」受注者にて給水装置工事の設計業務を履行

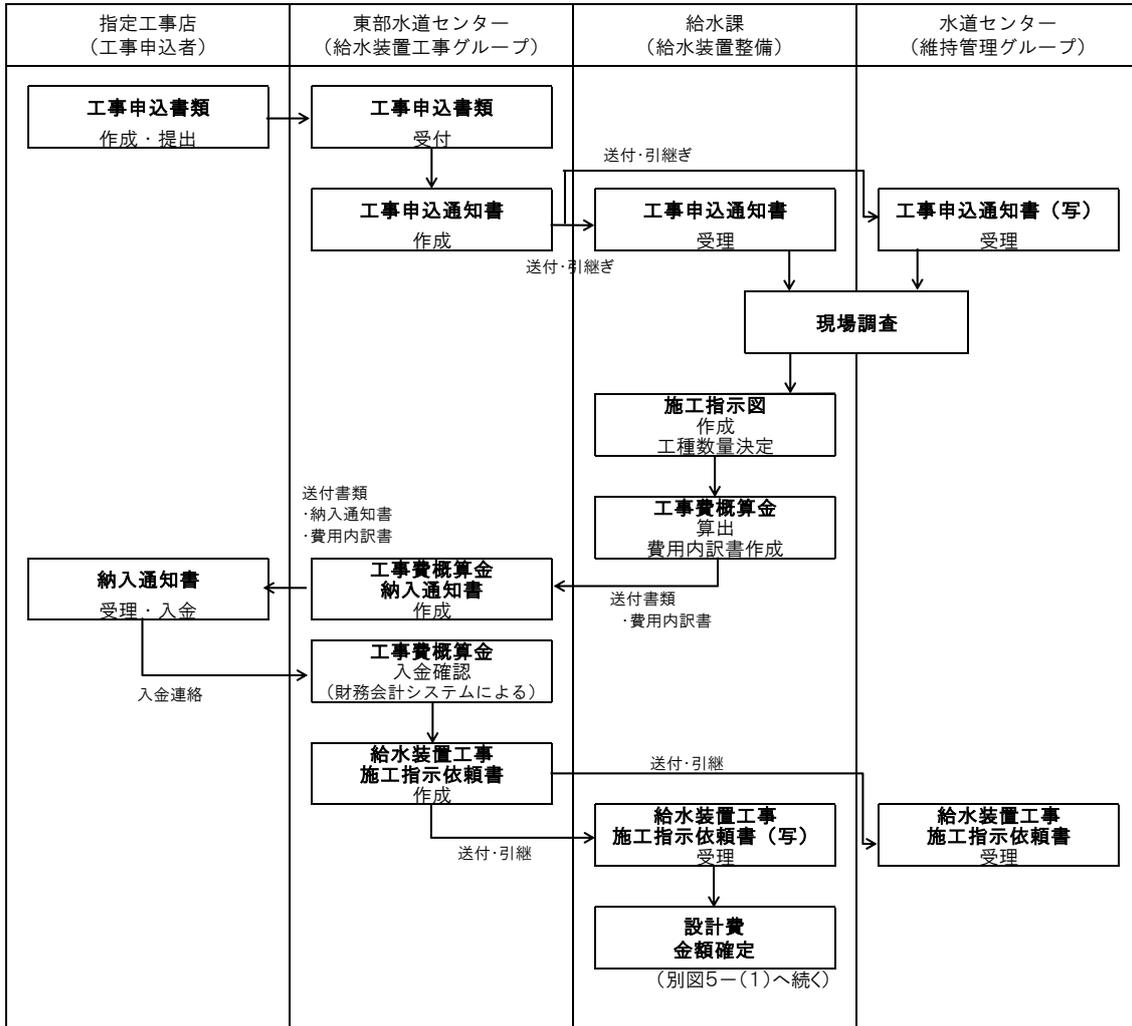
○ 当局が施行する給水装置工事の工事施工方法の決定



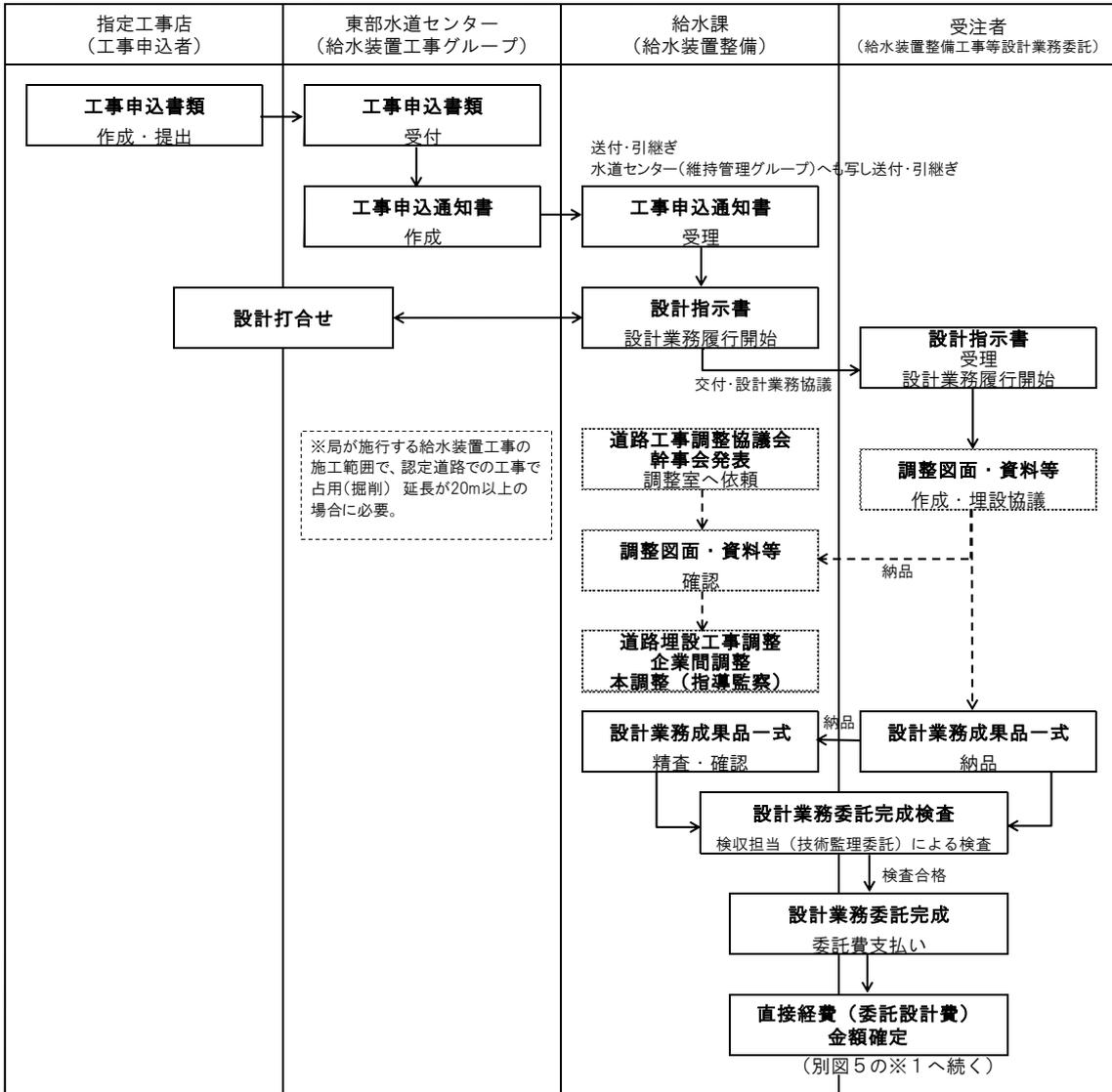
(別図-3)

(1) 水道センターによる設計業務（直営設計）を履行する場合

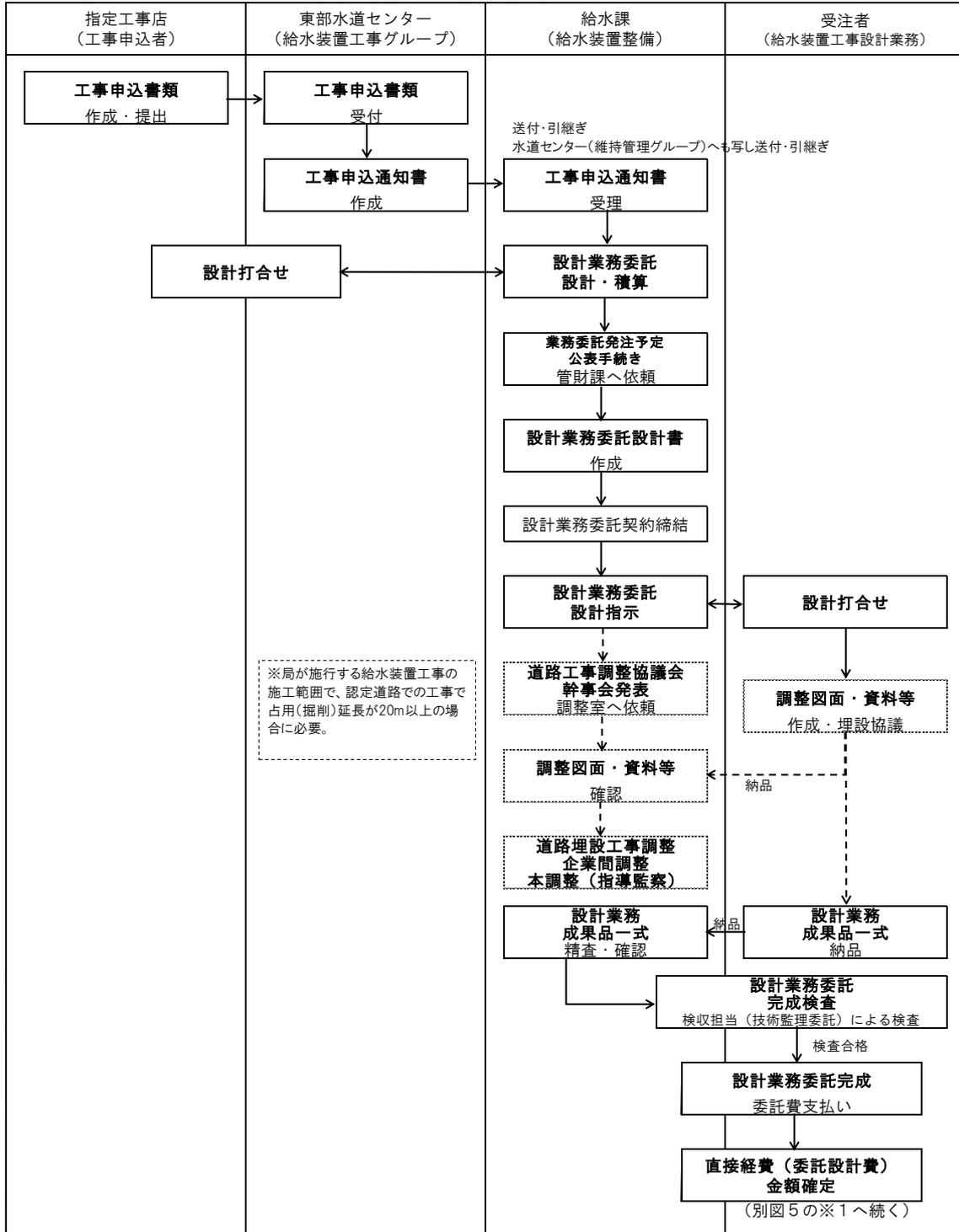
〔※指定工事店よりの工事申込受付～施工指示依頼まで〕



(2) 給水装置整備工事等設計業務委託受注者による設計業務を履行する場合（委託設計）
 [※指定工事店よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



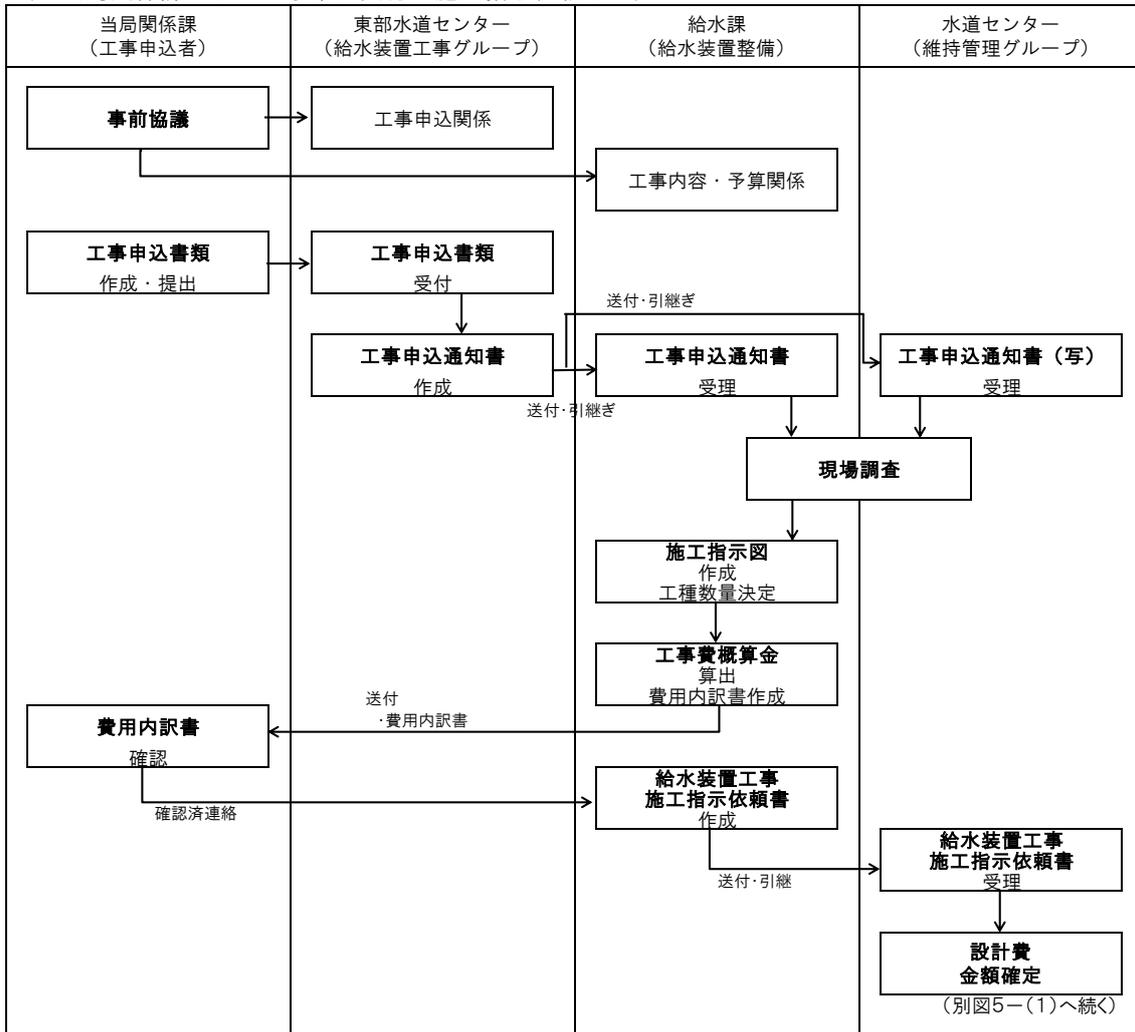
(3) 給水装置工事設計業務委託受注者により設計業務を履行する場合（委託設計）
 [※指定工事店よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



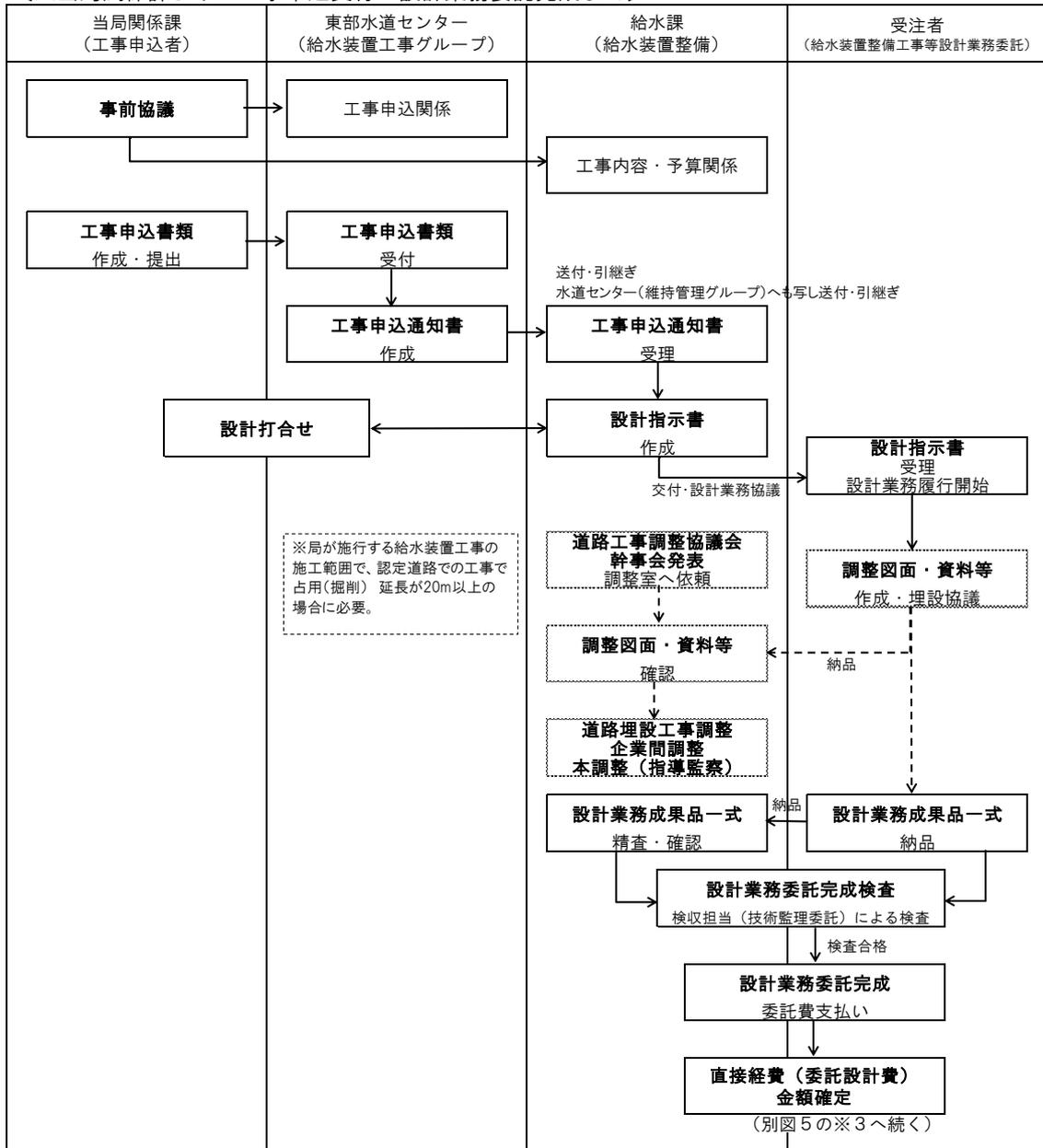
(別図-4)

(1) 水道センターによる設計業務（直営設計）を履行する場合

[※当局関係課よりの工事申込受付～施工指示依頼まで]

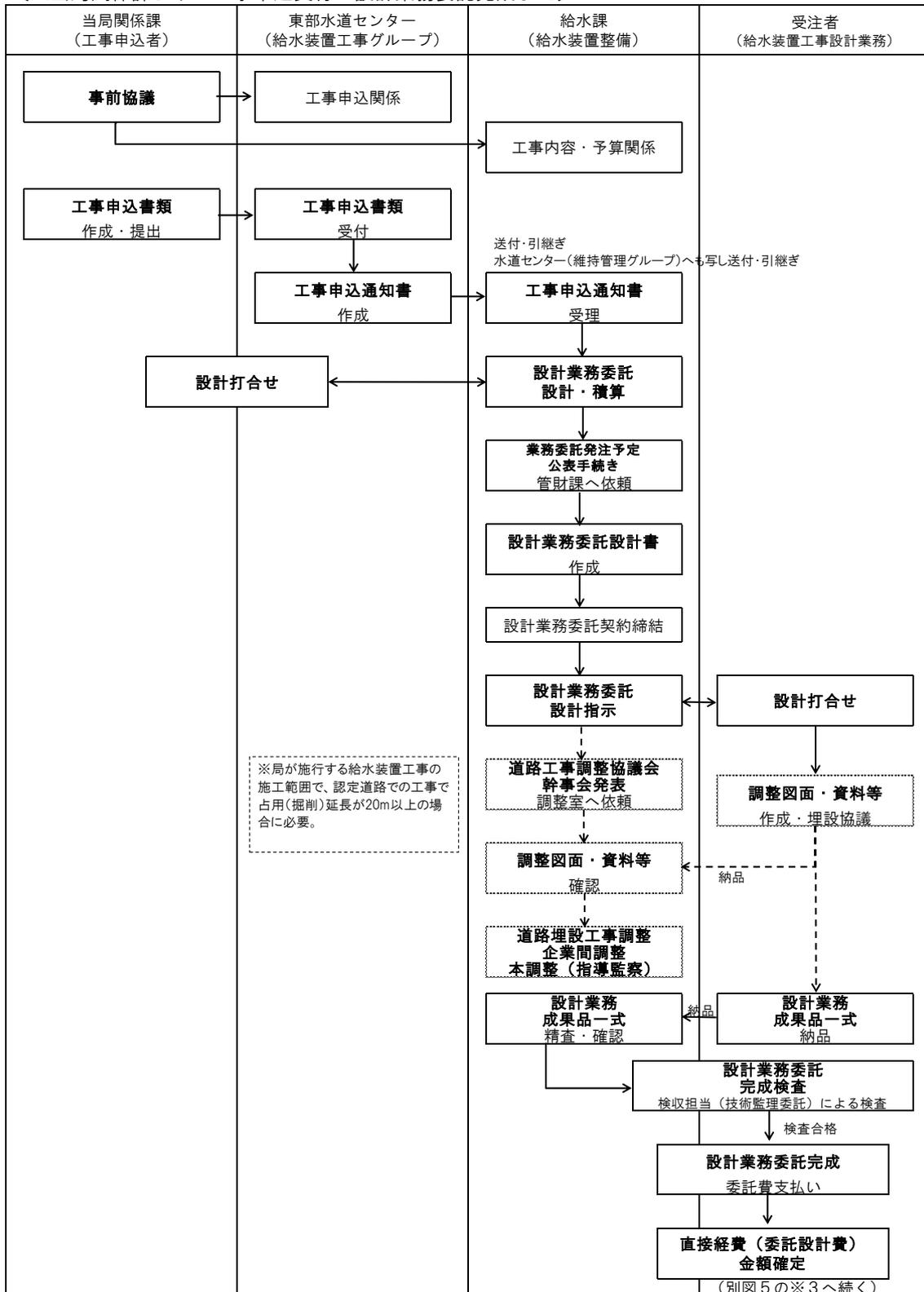


(2) 給水装置整備工事等設計業務委託受注者による設計業務を履行する場合（委託設計）
 [※当局関係課よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



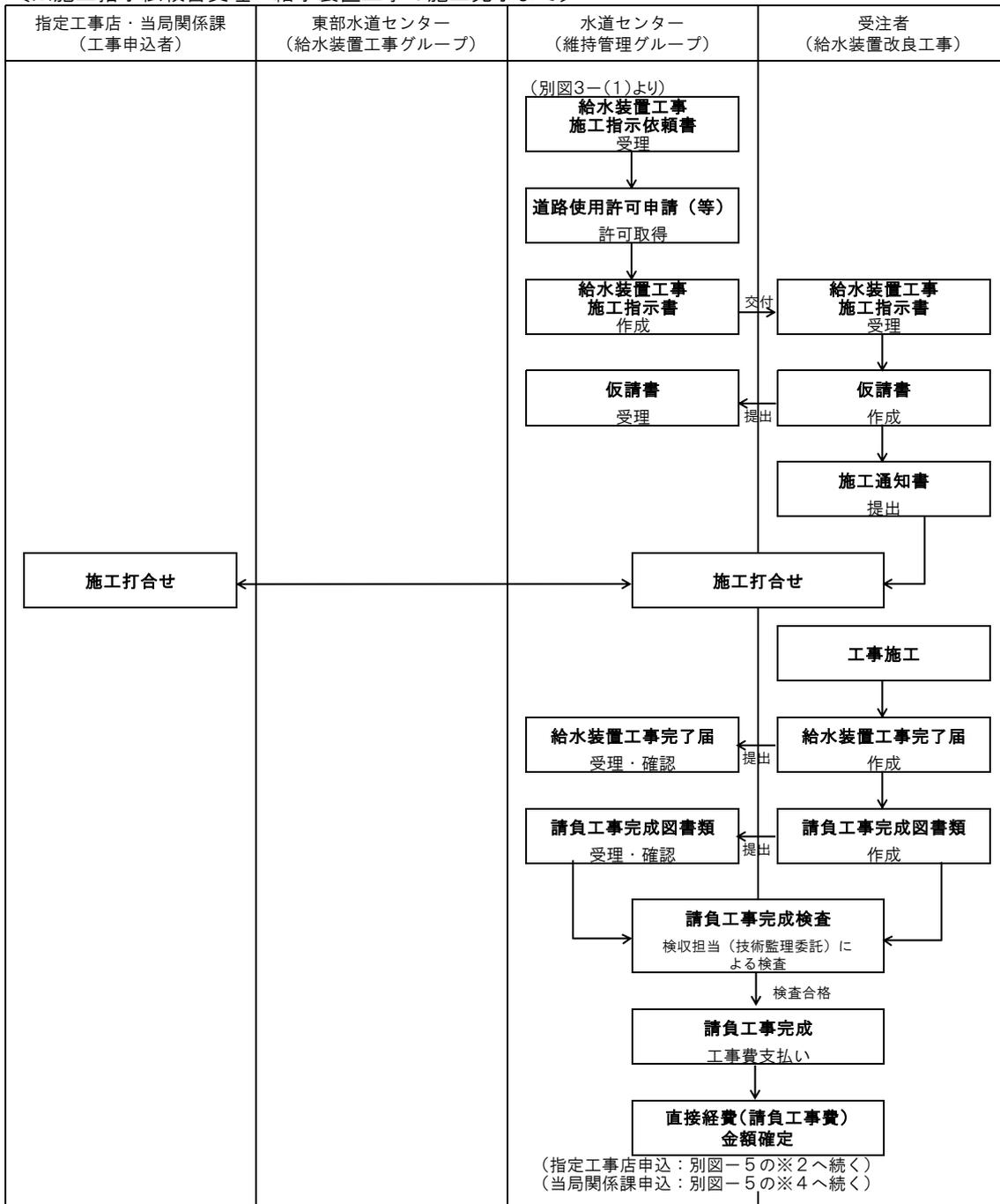
(3) 給水装置工事設計業務委託受注者により設計業務を履行する場合（委託設計）

[※当局関係課よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]

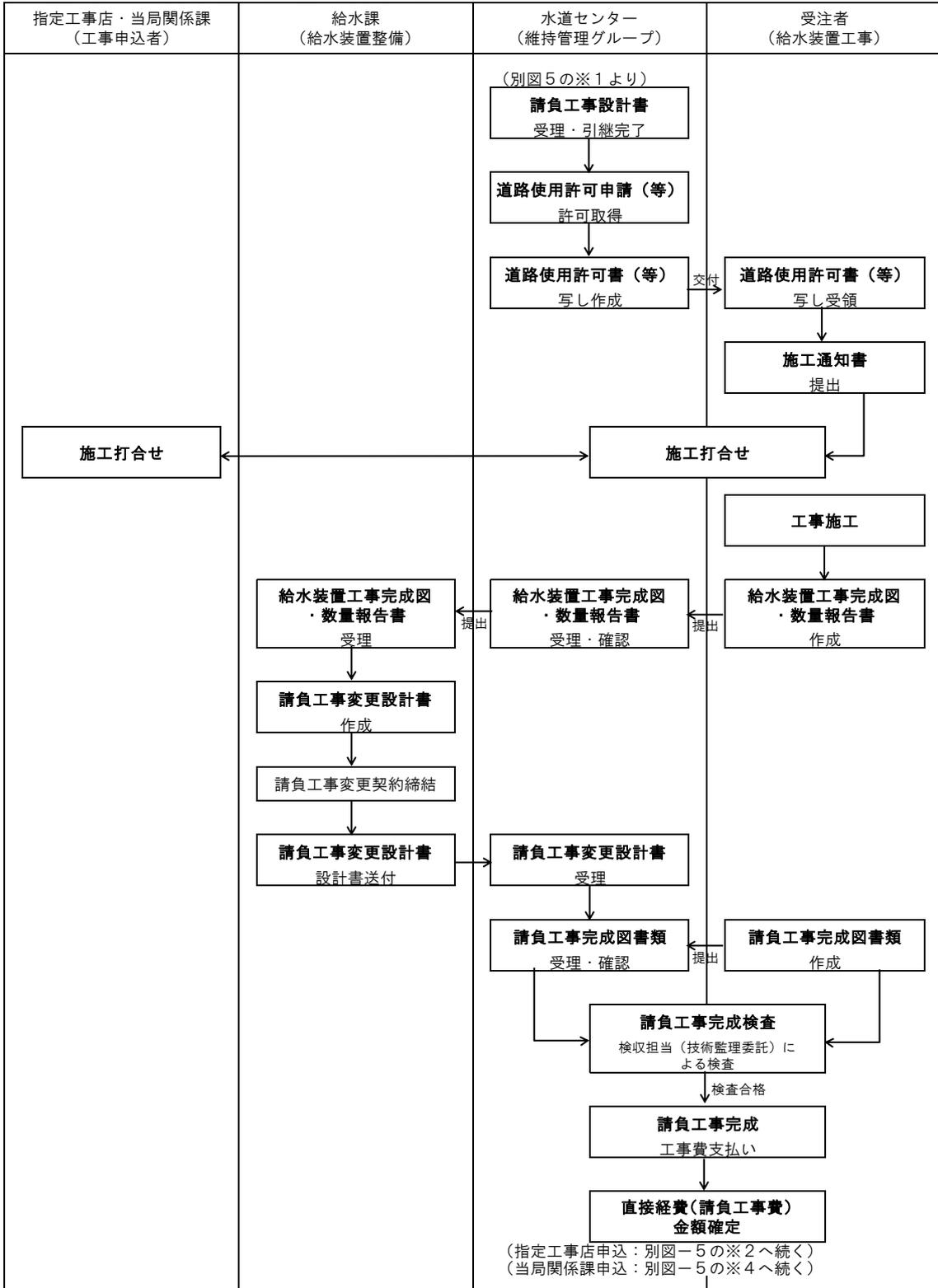


(1) 給水装置改良工事受注者により工事施工を履行する場合

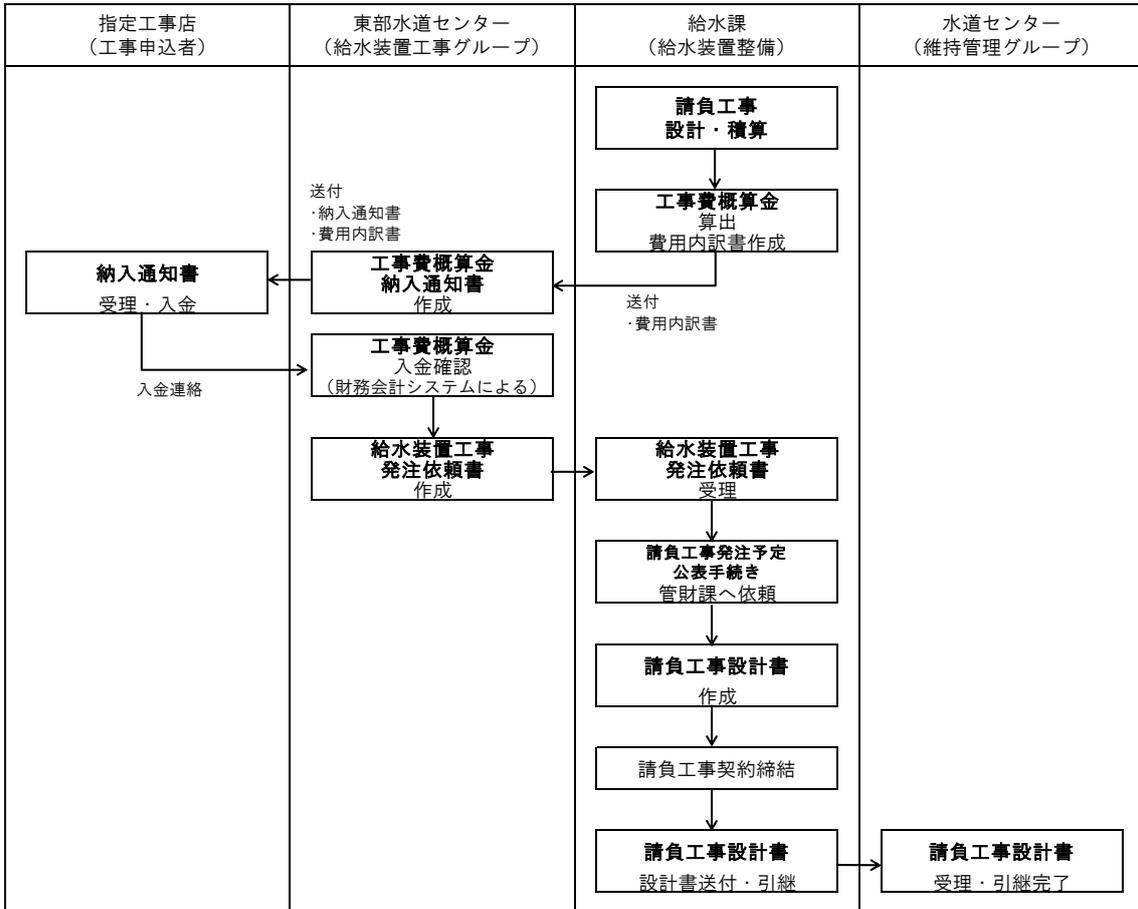
[※施工指示依頼書受理～給水装置工事の施工完了まで]



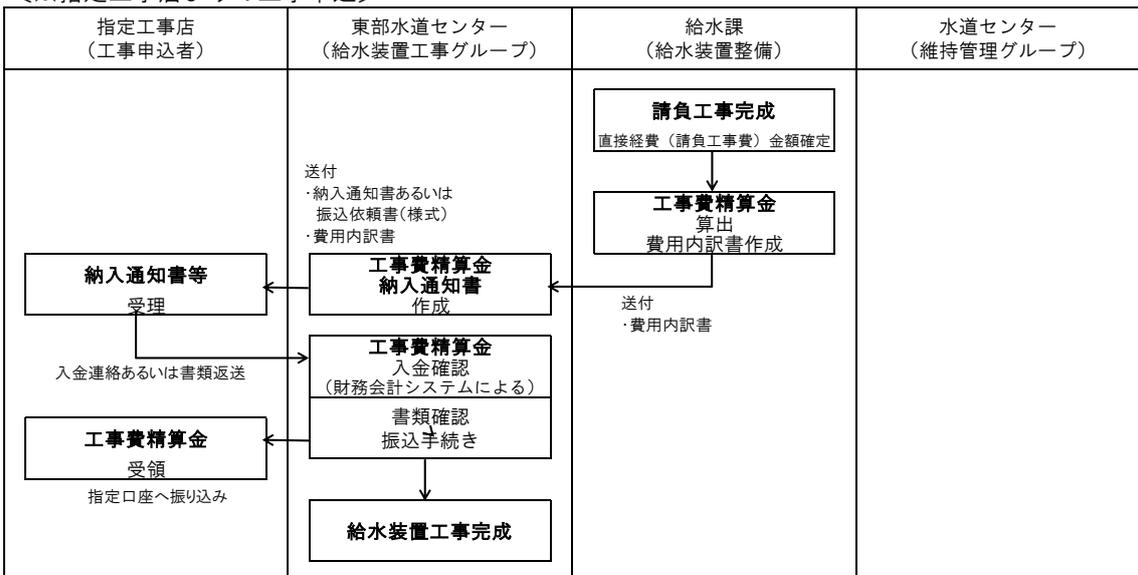
(2) 給水装置工事受注者により工事施工を履行する場合
 [※施工引継～給水装置工事の施工完了まで]



(※1) 工事費概算金算出～施工引継 (別途発注による給水装置工事での工事施工を行う場合)
 [※指定工事店よりの工事申込]

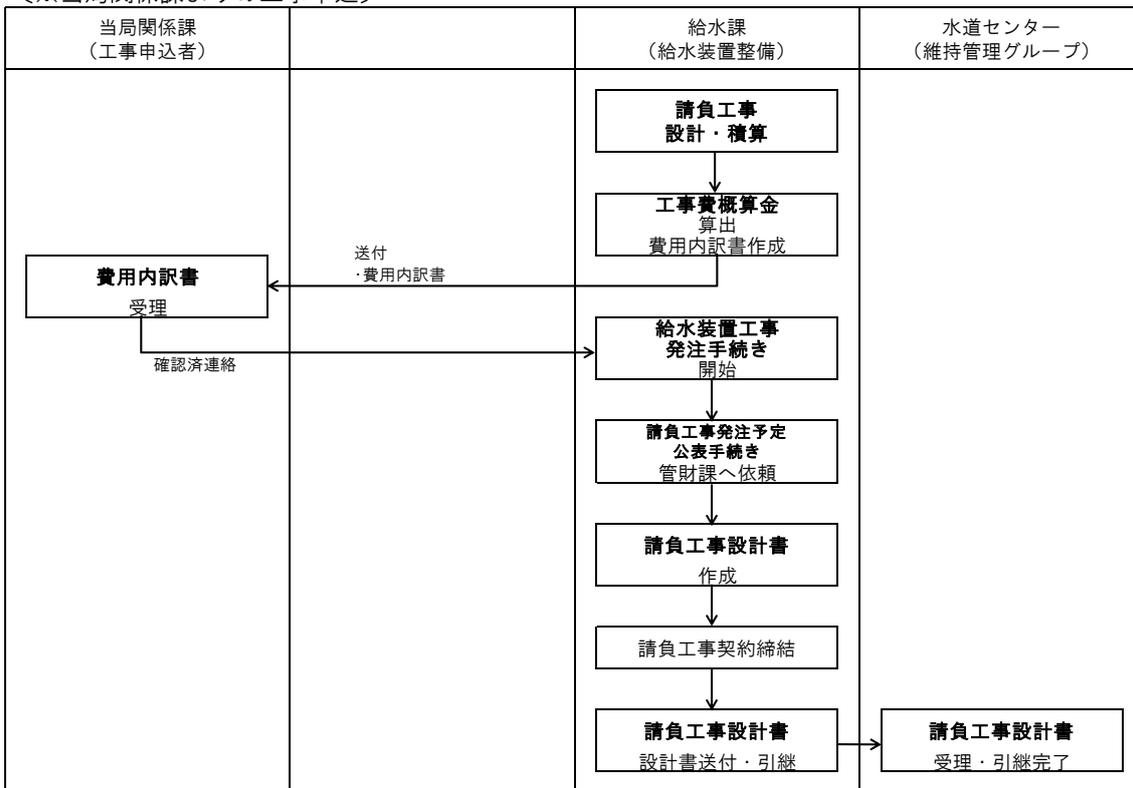


(※2) 工事施工 (請負工事) 完了～給水装置工事完成まで
 [※指定工事店よりの工事申込]



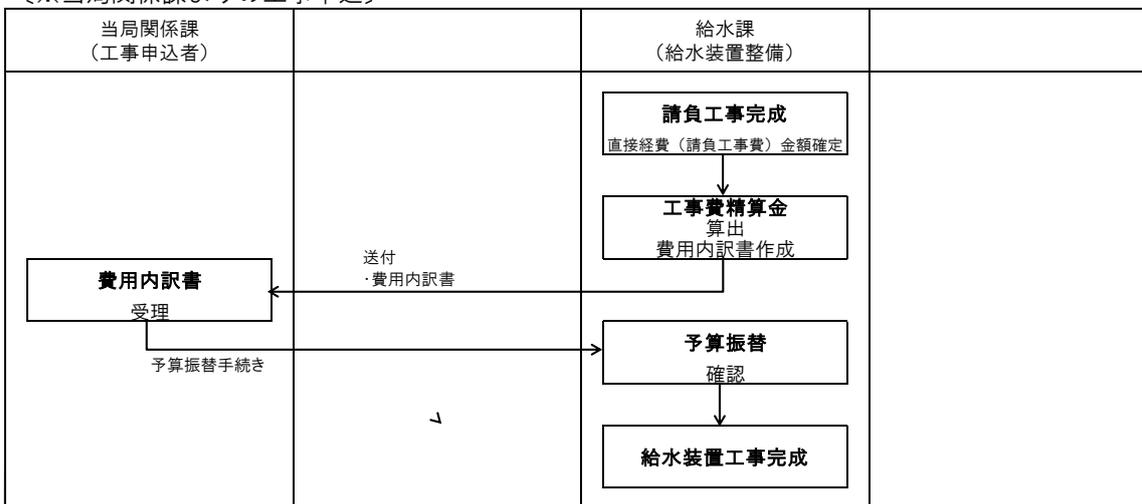
(※3) 工事費概算金算出～施工引継 (別途発注による給水装置工事での工事施工を行う場合)

[※当局関係課よりの工事申込]



(※4) 工事施工 (請負工事) 完了～給水装置工事完成まで

[※当局関係課よりの工事申込]



(別表—2)

○給水装置工事費の内訳及び算出方法について【工事費概算額】

	項目	内容	算出方法
①	設計費	給水課による給水装置工事の設計業務費用。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」という)の別表第3「設計費の労力算出歩数」及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。
②	直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水装置工事設計業務委託による給水装置工事の設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務における想定出来高数量により概算金額を算出する。 2.給水装置工事設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務委託に要する概算費用とする。
③	直接経費 (請負工事費)	給水装置工事の請負工事施工に必要な費用(概算額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水装置工事を行う場合、給水装置工事に必要な工種・材料の予定数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水装置工事受注者にて給水装置工事を行う場合、当該発注工事において想定される工種・数量による概算金額とする。
④	間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(予定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費:設計費に100分の20を乗じて得た金額 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤	断水費用	給水装置工事で必要になる配水管断水作業に要する費用(洗浄排水費用、公共下水道使用料及び間接経費含む)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」の(1)断水費等(上水)の該当する工種単価に予定断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」に記載のとおりとする。 ※工事費概算額算定時点の単価を適用する。
⑥	残土処分費	給水装置工事の施工に伴い発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の建設発生土処分予定単価に当該工事の発生予定土量を乗じて算出する。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※工事費概算額算定時点の当該年度予定単価を適用する。
⑦	事務検査費	給水装置工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水装置工事の舗装復旧予定面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧	その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要な費用。	—

○給水装置工事費の内訳及び算出方法について【工事費精算額】

	項目	内容	算出方法
①	設計費	給水課による給水装置工事の設計業務費用。 再設計が必要になった場合は、再設計分の設計費を加算する。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」という)の別表第3「設計費」の労力算出歩数及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。再設計は再設計の業務完了時点の単価を適用する。
②	直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水装置工事設計業務委託による給水装置工事の設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託による給水装置工事設計を行った場合は、当該設計業務の完成出来高数量により完成出来高金額を算出する。 2.給水装置工事設計業務委託による給水装置工事設計を行った場合は、当該設計業務委託に要した費用とする。
③	直接経費 (請負工事費)	給水装置工事の請負工事施工に必要な費用(最終確定額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水施設工事を行う場合は、給水装置工事に必要となった工種・材料の完成数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水装置工事受注者にて給水装置工事を行う場合は、当該発注工事の最終契約(変更)金額とする。
④	間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(最終確定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費:設計費に100分の20を乗じて得た金額。 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤	断水費用	給水装置工事で必要になる配水管断水作業に要する費用(洗浄排水費用、公共下水道使用料及び間接経費含む)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」の(1)断水費等(上水)の各工種単価に断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等徴収単価表」に記載のとおりとする。 また、断水年度が異なり、「規定の細目(別表)」の別表第13の改定後になった場合は、改定単価に置き換えて算出すること。 ※断水作業時点の単価を適用する。追加断水時は追加断水の作業時点の単価を適用する。
⑥	残土処分費	給水装置工事の施工に伴い発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。 指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の当該施工年度の建設発生土処分予定単価(確定単価)に実際の工事の発生土量を乗じて算出する。 また、処分年度が異なる場合は、処分した年度の予定単価(確定単価)に置き換えて算出すること。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※残土搬入完了時点の当該年度予定単価あるいは確定単価を適用する。
⑦	事務検査費	給水装置工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。 工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水装置工事の舗装復旧予定面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧	その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要な費用。	—

(様式-1)

年 月 日

給水課長

(部水道センター維持担当課長)

東部水道センター所長

(担当 :)

給水装置工事申込通知書

当局にて施行する給水装置工事の申込があったため、下記のとおり通知する。

記

受付日	年 月 日		
工事場所	区 [位置図参照]		
工事申込者	氏名及び連絡先		
	指定給水装置工事事業者		
局 が 施 行 す る 工 事 の 範 囲	■ 工事の種類 (該当するものの番号を○で囲む) [工事内容は管理図及び工事図面を参照] 1 配水管切断を伴う給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工) 2 配水管からの分岐口径が200mm以上の給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工) 3 当局が所管する施設の新設、移設、撤去等に伴い、当局が申し込む給水装置工事		
	■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む) 1 認定道路(舗装種別:) 2 未認定道路(私有) 3 行政財産(所管する部局名:) [行政財産使用許可申請は給水装置工事グループにて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。]		
	■ その他		
添付書類	給水装置工事申込書の写し・位置図・管理図・工事図面・()		
摘 要			

※本通知書は決裁完了後、設計担当課(給水課)へ送付する。また、写し1部を施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。

(様式-2)

決 裁					審 査
					文書主任

(指示番号) 給設 第 号
年 月 日

様

大阪市水道局工務部給水課長
(担当 :)

設 計 指 示 書

下記のとおり、設計業務の施行を指示する。

記

業務名称 (路線名)	丁目	給水施設 給水装置	工事設計業務
指示期限	年 月 日		
施行内訳	区 丁目	番 地先	(別紙位置図 参照)
	給水管口径	mm 延長	m ・ 新設 ・ 撤去 ・ 布設替
内 容	1. 道路種別 : 認定道路 ・ 未認定道路 (※記載内容に関わらず、必ず、調査にて確認のこと。) 2. 舗装種別 : (※記載内容に関わらず、必ず、調査にて確認のこと。) 3. 工事設計図面 4. 数量計算書 5. 道路埋設調整図作成 : 要 (年 月発表予定) ・ 不要 6. 交通処理図作成 : 要 ・ 不要 7. 道路使用許可申請書作成 : 要 ・ 不要 8. その他		
摘 要			

(様式-3-①)

年 月 日

部水道センター 維持担当課長
(給水課長)

東部水道センター所長

(担当 :)

給水装置工事施工依頼書

当局にて施行する給水装置工事の申込について、工事費概算額の納付を確認したため、下記のとおり、工事の施工を依頼する。

記

工事受付日	年 月 日
工事場所	区 [位置図参照]
工事申込者	氏名及び連絡先
	指定給水装置工事事業者
工事費概算額 納入日	年 月 日
局 が 施 行 す る 工 事 の 範 囲	■ 工事の種類 (該当するものの番号を○で囲む) [工事内容は管理図及び工事図面を参照] 1 配水管切断を伴う給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工) 2 配水管からの分岐口径が200mm以上の給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工)
	■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む) 1 認定道路(舗装種別:) 2 未認定道路(私道) 3 行政財産(所管する部局名:) [行政財産使用許可申請は給水装置工事グループにて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。]
	■ その他
添付書類	位置図 ・ 管理図 ・ 工事図面 ・ ()
摘 要	

※本通知書は決裁完了後、施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。また、写し1部を設計担当課(給水課)へ送付する。

(様式-3-②)

年 月 日

部水道センター 維持担当課長

給水課長
(担当 :)

給水装置工事施工依頼書

当局申込の給水装置工事の申込について、工事費概算額の納付を確認したため、下記のとおり、工事の施工を依頼する。

記

工事受付日	年 月 日	
工事場所	区 [位置図参照]	
工事申込課	所属・担当者名	
	連絡先	
局が 施行する 工事の 範囲	■ 工事の種類 [依頼する工事の内容は管理図及び工事図面を参照] 1 工事の内容 (関連工事) 2 給水装置工事の内容 3 舗装復旧工事の有無など	
	■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む) 1 認定道路(舗装種別:) 2 未認定道路(私道) 3 行政財産(所管する部局名:) [行政財産使用許可申請は当局関係課にて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。]	
	■ その他	
添付書類	位置図 ・ 管理図 ・ 工事図面 ・ ()	
摘要		

※本通知書は決裁完了後、施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。

給水装置工事
施工指示書

様		大阪市水道局 水道センター 維持担当課長		
○請負工事単価契約（単第 号）に基づき次のとおり指示します。				
指示番号	第 号	指示年月日	年 月 日	
工事名称				
指示工期	年 月 日	～	年 月 日	
工事場所				
申込者名称				
施工内容	施工指示図のとおり			
施工条件	1. 指示書に従い現場調査を行い、申込者と工事打ち合わせ後、速やかに施工すること。 2. 完成後、翌日までに完成図を提出すること。 3. 施工が本指示書と異なる場合は、監督員の再指示を受けること。 4. 配水管等の断水を伴うものは、事前に監督員と打ち合わせをすること。 5. 施工予定日を事前に監督員へ連絡すること。			
備考	施工時間帯 1. 昼 2. 夜 1. 道路占用許可証 2. 道路使用許可書 3. 管理図 4. その他 ()			

施工指示図

管理図番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

管工事	
舗装復旧	

仮 請 書

年 月 日

大阪市水道局長

受注者

住 所

氏 名

印

下記工事を、年度 給水装置改良工事（ ）【単価契約】の単価契約条項を守って施工することをお請けします。

記

件 名 給水施設工事

請書内訳 指示月日 年 月 日

① 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

② 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

③ 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

④ 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

